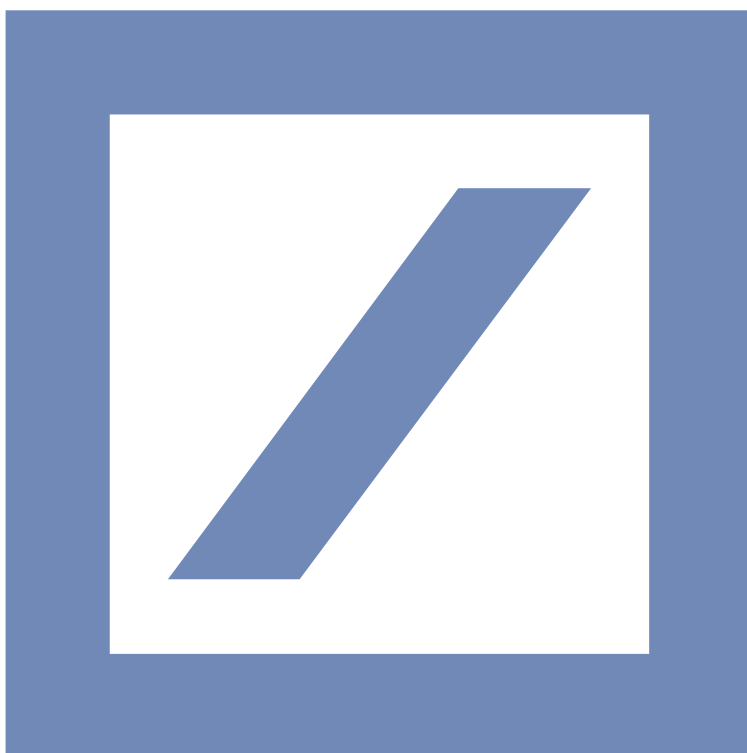


ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。



Deutsche Asset Management
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
A Member of Deutsche Bank Group



この冊子の前半部分は「ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン」の投資
信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「ドイツ・ヨーロッパ インカム オ
ープン」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。



Deutsche Asset Management
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
A Member of Deutsche Bank Group



1. 本書により行うドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年11月17日に関東財務局長に提出しており、平成21年11月18日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
3. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発 行 者 名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 関崎 司
本店の所在の場所：東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

下記の事項は、当ファンドをお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。
お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは主に外国の債券を実質的な投資対象としますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」などがあります。
※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625% (税抜 2.5%) 以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% を乗じて得た額とします。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年率 1.155% (税抜 1.10%) を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。)
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

以上

ファンドの概要

この概要は、投資信託説明書（交付目論見書）の証券情報、ファンド情報等を要約したもので、投資信託説明書（交付目論見書）の一部です。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）の該当ページをご参照下さい。

ファンド名	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン
基本的性格	追加型投信／海外／債券
運用の基本方針	信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドへの投資を通じて、欧州通貨建て発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主なリスク	○金利変動リスク ○信用リスク ○為替変動リスク 等 ※詳しくは、後述の「投資リスク」をご参照下さい。
信託期間	信託設定日（平成 14 年8月 29 日）から無期限とします。
決算日	年4回、原則として毎年2月、5月、8月、11月の各15日とします。 ※当該日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	毎決算時に、信託約款に定める収益分配方針に基づいて行います。 ※分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
申込受付	原則として、販売会社の営業日に取得申込みを受付けます。
申込単位	販売会社が定める単位とします。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.625%（税抜 2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
解約受付	原則として、販売会社の営業日に解約請求を受付けます。
解約単位	販売会社が定める単位とします。
解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.15%を乗じて得た額とします。
解約代金支払日	原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いいたします。
信託報酬等	信託財産の純資産総額に年率 1.155%（税抜 1.10%）を乗じて得た額とします。 この他に、純資産総額に対して年率 0.10%を上限として諸費用等（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。また、信託財産における組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等についても、別途信託財産が負担します。

投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書（交付目論見書）本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

目 次

項 目	ページ
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第1 【ファンドの状況】	4
1 【ファンドの性格】	4
2 【投資方針】	11
3 【投資リスク】	24
4 【手数料等及び税金】	28
5 【運用状況】	31
6 【手続等の概要】	37
7 【管理及び運営の概要】	40
第2 【財務ハイライト情報】	44
第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】	46
第4 【ファンドの詳細情報の項目】	47
信託約款	
用語の解説	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン
(以下「ファンド」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイツ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

※ 「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(7)【申込期間】

平成21年11月18日から平成22年11月16日まで（継続申込期間）

※ 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9) 【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、取得申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 取得申込みの方法等

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約※等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

② 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）への投資を通じて、主にユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国の公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

② 信託金の限度額

1,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合	MR F E T F	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

<属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル			日経225	ブル・ ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX	条件付 運用型
	年4回	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
	年6回 (隔月)	アジア				
	年12回 (毎月)	オセアニア				
不動産投信	日々	中南米			その他 ()	ロング・ ショート 型/絶対収 益追求型
その他資産 (投資信託証券(債券))	その他 ()	アフリカ				
資産複合() 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)			その他 ()	その他 ()
		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分の定義について>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「債券」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年4回」とは、目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「欧州」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

④ ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

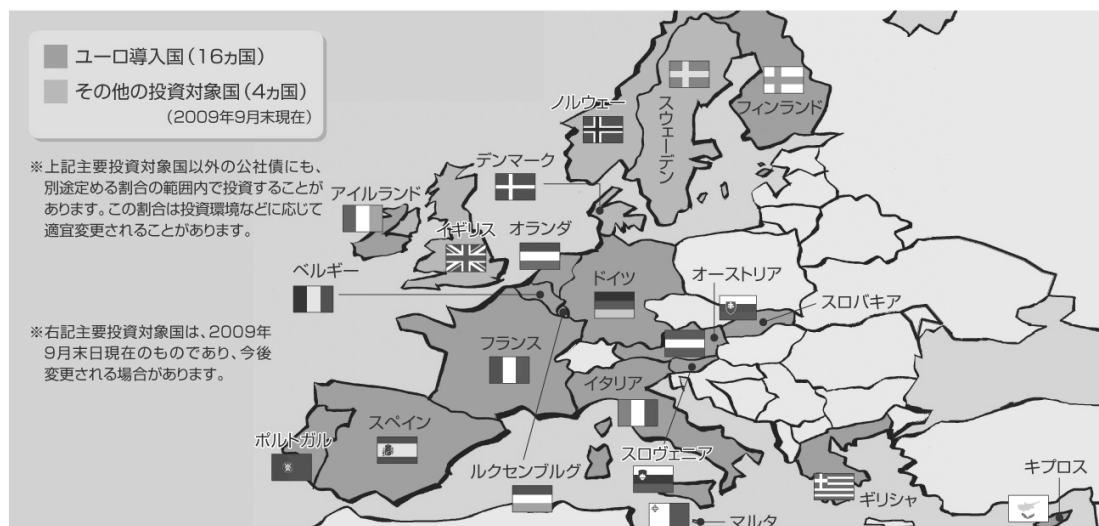
a. 欧州諸国の現地通貨建公社債を主要投資対象とします。

- ・ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンドへの投資を通じて、実質的に欧州通貨建で発行される国債、政府機関債、事業債等へ投資します。
- ・主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- ・インカムゲインの確保と中長期的な収益の獲得を目指します。
- ・バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス*1（円ベース ヘッジなし）をベンチマーク*2とします。

※1 バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表を行うインデックスであり、汎欧州通貨建投資適格債券市場のパフォーマンスを表わします。当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。

※2 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、欧州の債券市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

主要投資対象国



主要投資対象国は以下の通りです。

<ユーロ導入国（16カ国）>

ベルギー、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スロヴェニア、マルタ、キプロス、スロバキア

<その他の投資対象国>

イギリス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー

（主要投資対象国の現地通貨）

ユーロ、イギリスポンド、スウェーデンクローネ、デンマーククローネ、ノルウェークローネ

※ 上記主要投資対象国は、2009年9月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

※ 上記主要投資対象国以外の公社債にも、別途定める割合の範囲内で投資することがあります。この割合は投資環境などに応じて適宜変更されることがあります。

- b. ポートフォリオの平均格付けは、原則としてA格相当以上に維持することを目指します。
- ・ B B 格相当以下の銘柄の投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下に留めます。
 - ・ 公社債への投資に当たっては、原則としてB格相当以上の債券とします。
- ※ 格付けが公表されていない債券の場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けを用います。
- ※ 複数の格付機関により異なる格付けが付与されている場合は、原則として上位の格付けを採用します。

主要投資対象国の格付け

ユーロ導入国(16カ国)					
国名	Moody's	S&P	国名	Moody's	S&P
オーストリア	Aaa	AAA	アイルランド	Aa1	AA
ベルギー	Aa1	AA+	イタリア	Aa2	A+
フィンランド	Aaa	AAA	ルクセンブルグ	Aaa	AAA
フランス	Aaa	AAA	オランダ	Aaa	AAA
ドイツ	Aaa	AAA	ポルトガル	Aa2	A+
ギリシャ	A1	A-	スペイン	Aaa	AA+
スロヴェニア	Aa2	AA	マルタ	A1	A
キプロス	Aa3	A+	スロバキア	A1	A+

(2009年9月末日現在)

その他の国(4カ国)					
国名	Moody's	S&P	国名	Moody's	S&P
デンマーク	Aaa	AAA	イギリス	Aaa	AAA
スウェーデン	Aaa	AAA	ノルウェー	Aaa	AAA

(2009年9月末日現在)

※ 上記格付けは、いずれも自国通貨建長期債のものを表記しています。

格付けの概念及び格付け別組入れイメージ図



- ※ 債券の格付けとは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すものであり、スタンダード・アンド・プアーズ社(S & P)やムーディーズ社(Moody's)といった格付機関が各債券の格付けを行っています。しかしながら、あらゆる債券に格付けが付与されるわけではなく、通常は発行体が格付機関に依頼して、格付機関による調査・審査を経て格付けが付与されることになっています。
- また、1つの格付け内に平均以上あるいは平均以下の銘柄を表わすために、+、-といった付加的な記号が付与されている場合があります。「~格相当」という場合は、そのすべてを含むものとします。

- c. 3ヵ月ごと(原則として2月、5月、8月、11月の各15日*)に、安定した分配を目指します。

- ※ 当該日が休業日の場合は、翌営業日とします。
- ・ 原則として利子・配当収入を中心に、安定的に分配を行うことを目指します。
 - ・ ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

- d. ドイツ・アセット・マネジメント・グループのリソースを結集した運用を行います。
- ・委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を、ドイツ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH に委託します。
- e. 為替ヘッジは行いません。
- ・実質外貨建資産*については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ※ 「実質外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

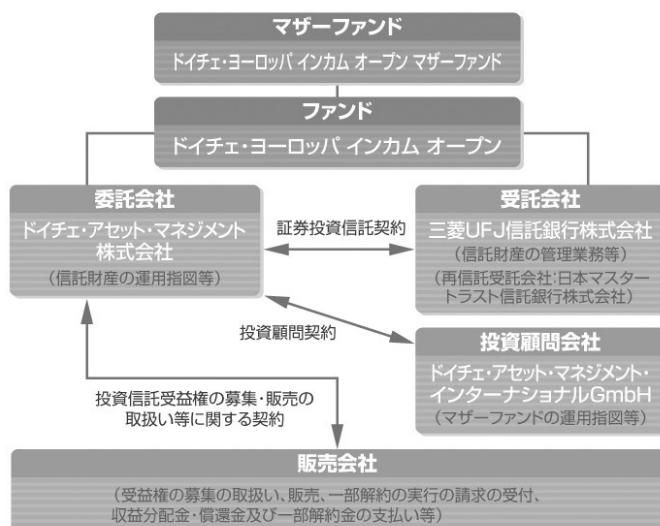
(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式により運用します。

ファミリーファンド方式とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



② 委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

d. ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbH（「投資顧問会社」）

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

③ 委託会社の概況

a. 資本金の額（2009年9月末日現在）

3,078百万円

b. 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット
マネジメント（株）に社名を変更
1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得
1996年 ドイツェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイツェ・アセット・マネジ
メント（株）に社名を変更
2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
2005年 ドイツェ・アセット・マネジメント（株）とドイツェ信託銀行（株）の資産運用サ
ービス業務を統合
資産運用部門はドイツェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c. 大株主の状況（2009年9月末日現在）

名 称： ドイツェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住 所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式： 61,560株
所有比率： 100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

② 運用方法

a. 投資対象

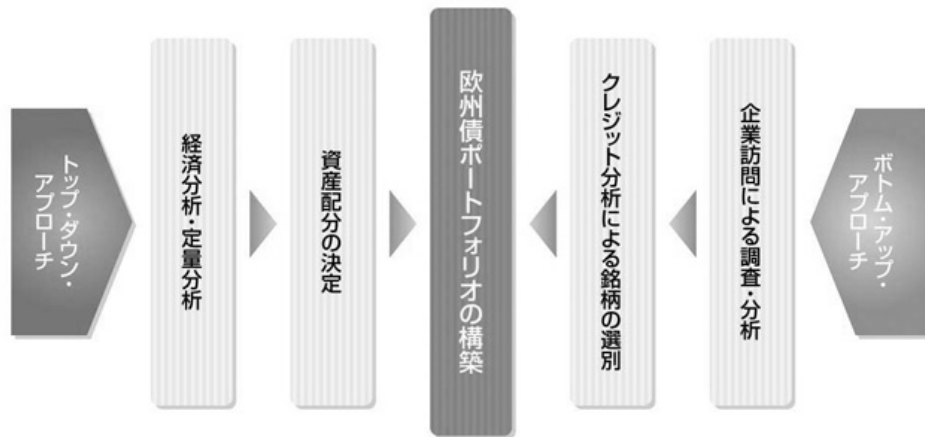
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
 なお、直接債券に投資する場合があります。

b. 投資態度

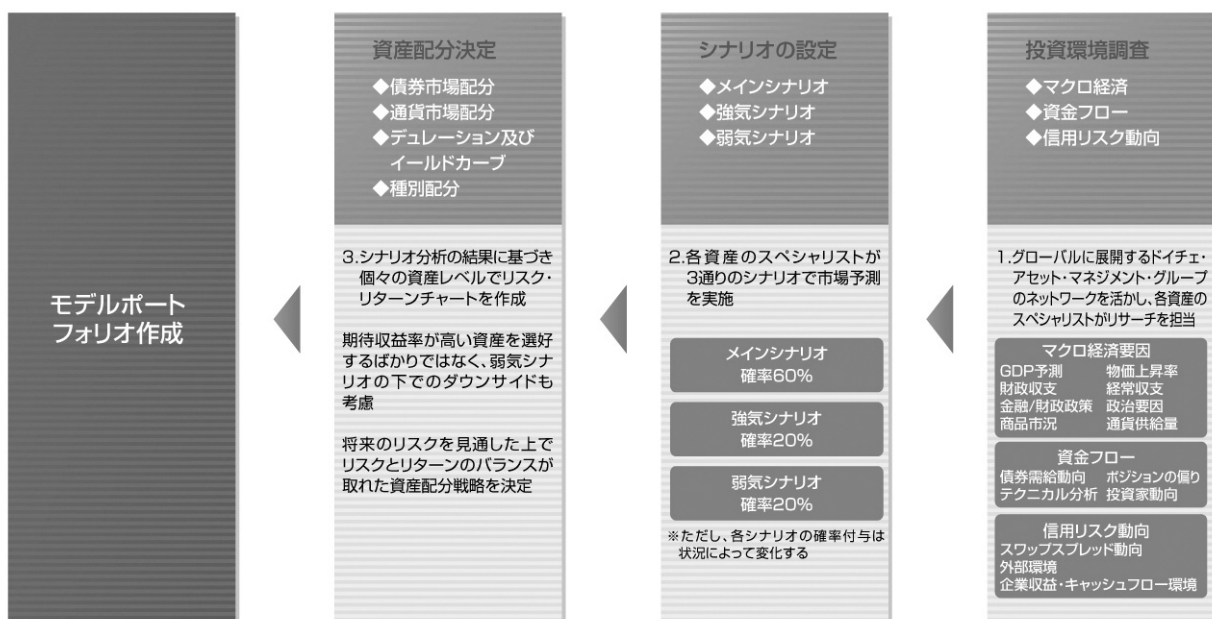
- 1) 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- 2) 公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。
- 3) 実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 4) 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

③ 運用プロセス

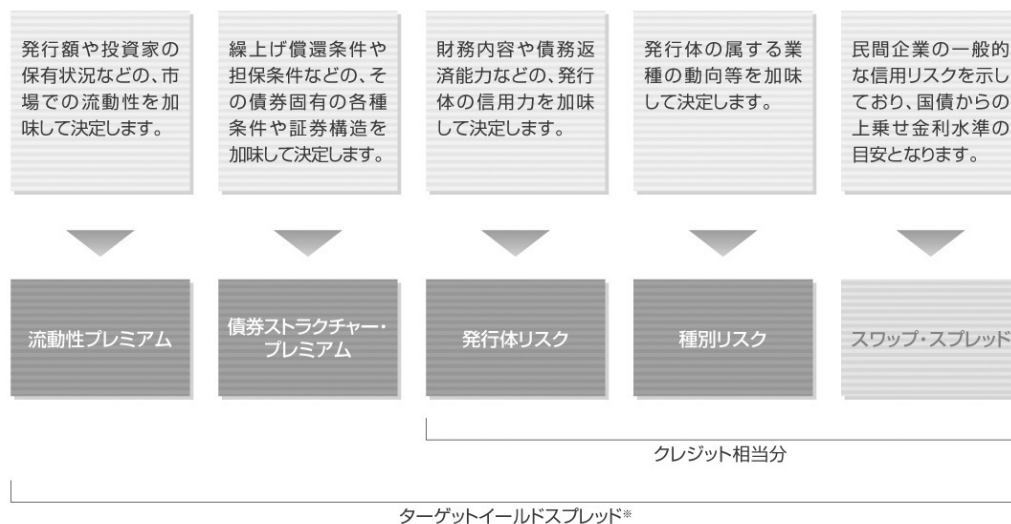
トップ・ダウン・アプローチによる資産配分の決定及びボトム・アップ・アプローチによる個別銘柄のクレジット分析により銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



1. トップ・ダウン・アプローチは下記の手順で行い、リスクとリターンのバランスが取れた資産配分を決定します。



2. 企業訪問等をもとにしたボトム・アップによる銘柄分析で割安銘柄を適確に判断します。
 クレジット分析の他、流動性・債券のストラクチャーを勘案し債券の本質的価値を算出し、市場価値と比較することにより、割安銘柄を発掘します。



※個別銘柄を売買する際の基準とする対国債比利回り格差

- (注1) 運用プロセスは、マザーファンドに関するものです。
 (注2) 上記は、本書作成時点のものであり、今後変更になることがあります。

※ 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

① 基本方針

マザーファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行うことを基本とします。

② 運用方法

a. 投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。

b. 投資態度

- 1) 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- 2) 公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。
- 3) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 4) 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 有価証券及び金融商品の指図範囲等

- a. 委託会社は、信託金を、主としてドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるドイチェ・ヨーロッパインカム オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証券
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6. コマーシャル・ペーパー
 - 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記6. までの証券または証書の性質を有するもの
 - 8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）及び新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
 - 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するものなお、上記1. の証券または証書及び上記7. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券及び上記7. の証券のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. 及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、当ファンドの設定、解約、償還、投資

環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

<マザーファンドの投資対象>

① 投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

② 有価証券及び金融商品の指図範囲等

a. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記6. までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）及び新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で上記15. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券または証書及び上記7. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記5. までの証券及び上記7. の証券のうち上記2. から上記5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9. 及び上記10. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

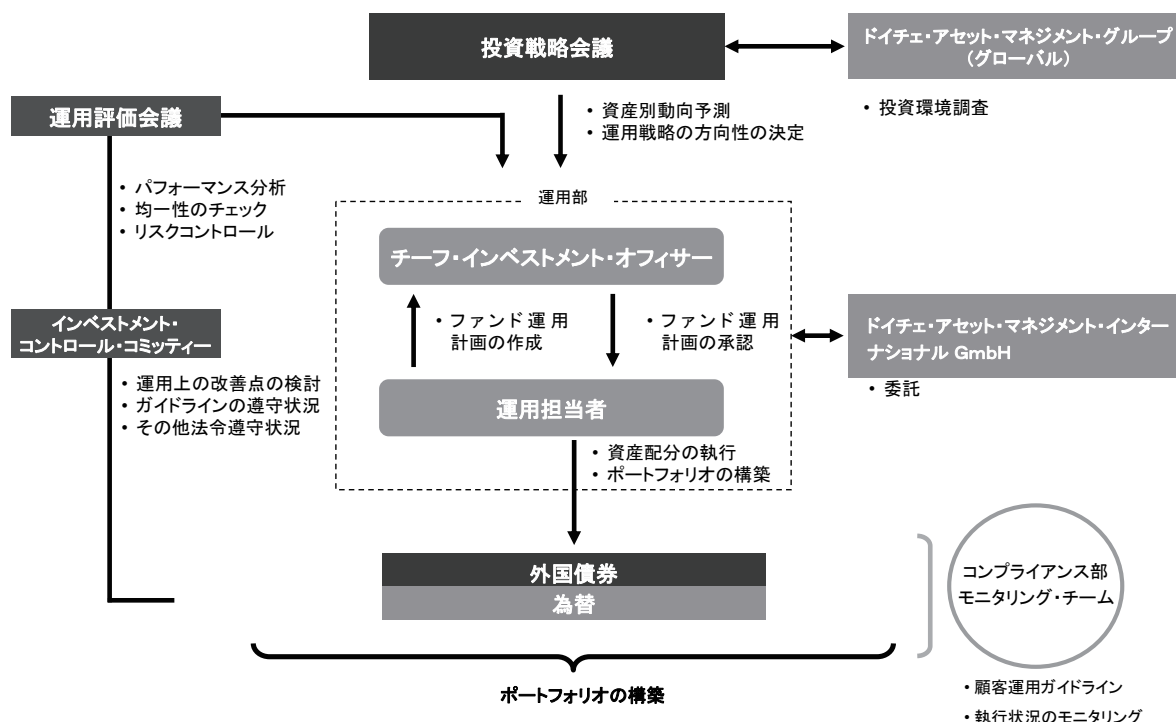
- b. 委託会社は、信託金を、上記 a. に掲げる有価証券のほか、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

① ファンドの運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<運用体制>

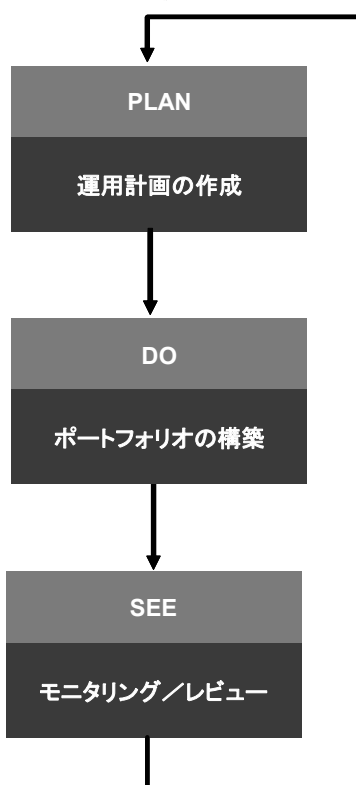


委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbH(所在地：ドイツ フランクフルト)に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、インベストメント・コントロール・コミッティー、運用評価会議の3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。これらの運用体制については、社内規程及び運用部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

＜運用の流れ＞



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開するドイツ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。
- 承認された運用計画にしたがって、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、ドイツ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH に所属する運用チームへ委託を行います。
- コンプライアンス部のモニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。

＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

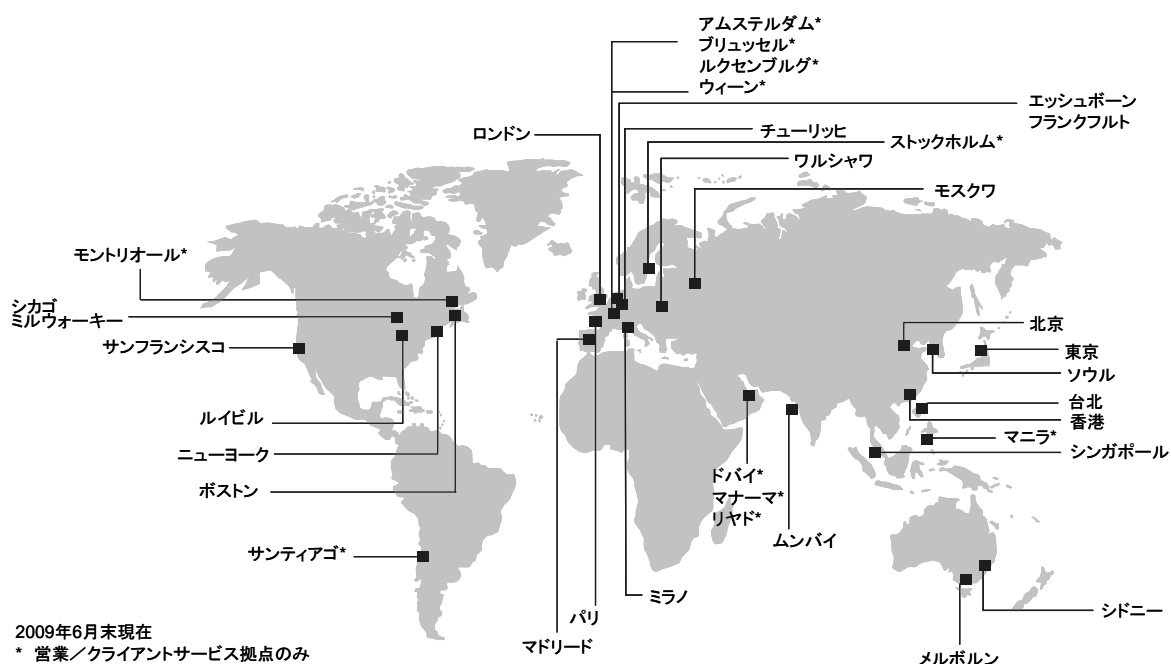
インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

＜委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制＞

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

② ドイツ・アセット・マネジメント・グループの概要

・ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠点を構え、総勢844人のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもと、グローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。



(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年4回の毎決算日（原則として毎年2月、5月、8月、11月の各15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

<信託約款で定める投資制限>

① 株式への投資制限

株式への実質投資割合*は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※ 実質投資割合とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンド受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ 同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑧ 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産

に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 c. において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記 c. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当

する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑭ 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<マザーファンドの信託約款で定める投資制限>

① 株式への投資制限

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 投資信託証券の投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ 同一銘柄の株式等への投資制限

a. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、並びに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得

する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

⑧ 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記 a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公

社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

<法令で定める投資制限>

① 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a. の数が b. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、公社債などの値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属することとなります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

① 金利変動リスク

債券の価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、当ファンドが保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 信用リスク

公社債及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドは主に外国の債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ ファンドの資金流入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑤ その他の留意点

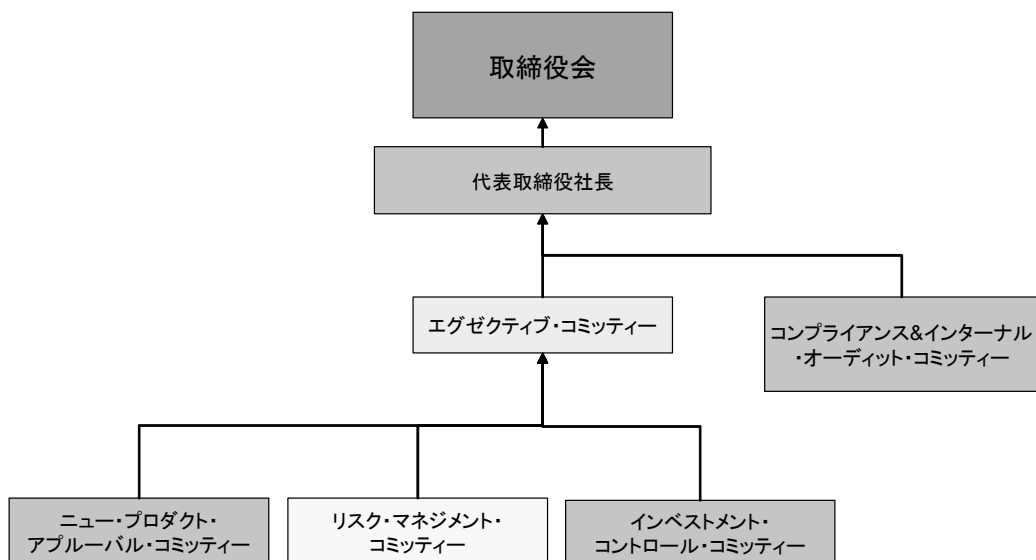
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると判断した場合には、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消しまたは変更することができます。
- ・当ファンドのベンチマークは、ファンドの運用にあたって、運用成果の目標の目安とする指標であり、一定の投資成果を保証するものではありません。また、金融・債券市場の構造変化等によってはベンチマークを変更する場合があります。
- ・当ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。

- ・資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送付金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。

①リスク管理体制について



②各コミッティー等の概要

◆エグゼクティブ・コミッティー

・業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。

・毎月開催

◆リスク・マネジメント・コミッティー

・リスク管理（主として自己勘定及び委託会社全体に係るリスク）及び内部統制に係る事項について決議する機関です。

・毎月開催

◆インベストメント・コントロール・コミッティー

・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。

・毎月開催

◆ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

・新商品の導入にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議するとともに、既存商品の変更についても、同様に検討し、当該変更の承認を決議する機関です。

・随時開催

◆コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

・法務、コンプライアンス及び監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。

・3ヵ月毎に開催

◆コンプライアンス部

・法令及び諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。

・違反等の是正・改善及び未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。

・資産運用は、運用部による内部管理のほか、コンプライアンス部モニタリング・チームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

- ・運用ガイドラインのモニター
- ・取引の妥当性のチェック
- ・利益相反取引のチェック

◆監査部

- ・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.15%を乗じて得た額）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.155%（税抜1.10%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

(年率)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.5775% (税抜0.55%)	0.5250% (税抜0.50%)	0.0525% (税抜0.05%)	1.155% (税抜1.10%)

(注) 委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

② 信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

③ マザーファンドの運用の指図を行うドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナルGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 委託会社は、上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 上記②において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 上記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎年2月及び8月に到来する計算期末

または信託終了のときに信託財産から支弁します。

なお、有価証券届出書提出日現在、上記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

- ⑤ 信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

① 個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「②収益分配金について」をご参照下さい。）

② 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、(i)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③ 課税の取扱いについて

以下の内容は平成21年9月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）^{※1}の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）^{※1}の税率による申告分離課税が適用されます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

◆収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）^{※2}の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、益金不算入制度は適用されません。

※1 税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

※2 税率は平成24年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」

(平成21年9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	10,190,006,537	100.32
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	△32,155,787	△0.32
合計(純資産総額)	—	10,157,850,750	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」

(平成21年9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	ドイツ	2,362,398,200	14.91
	イタリア	1,300,162,018	8.21
	イギリス	662,292,966	4.18
	オランダ	277,929,200	1.75
	オーストリア	539,393,400	3.40
	フィンランド	140,716,476	0.89
	デンマーク	465,244,500	2.94
	アイルランド	163,085,825	1.03
	ギリシャ	138,595,784	0.87
	ポーランド	475,407,325	3.00
	ポルトガル	67,881,902	0.43
	南アフリカ	258,171,200	1.63
	小 計	6,851,278,796	43.25
地方債証券	ドイツ	410,867,610	2.59
	小 計	410,867,610	2.59
特殊債券	ドイツ	430,447,134	2.72
	フランス	237,476,736	1.50
	イギリス	296,673,080	1.87
	国際機関	228,535,395	1.44
	小 計	1,193,132,345	7.53
社債券	アメリカ	311,468,864	1.97
	ドイツ	269,134,044	1.70
	イタリア	121,471,393	0.77
	フランス	323,586,859	2.04
	オーストラリア	112,449,627	0.71
	イギリス	2,267,733,772	14.31
	スイス	302,924,321	1.91

	オランダ	644,311,174	4.07
	スペイン	1,384,305,410	8.74
	スウェーデン	442,904,557	2.80
	ルクセンブルグ	64,605,498	0.41
	デンマーク	230,840,970	1.46
	アイルランド	85,655,671	0.54
	小計	6,561,392,160	41.42
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	825,466,624	5.21
合計(純資産総額)	—	15,842,137,535	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」

<評価額(全銘柄)>

(平成21年9月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド	6,631,528,399	1.5519 1.5366	10,291,998,163 10,190,006,537	100.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成21年9月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.32
合計	—	100.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」

<評価額(上位30銘柄)>

(平成21年9月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (額面)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
ドイツ	国債証券	DBR 4.25% 07/04/18	5,300,000	14,140.14 14,258.69	749,427,526 755,710,570	4.25 2018/7/4	4.77
イギリス	社債券	NWIDE 4.125% 02/27/12	5,300,000	13,426.21 13,604.04	711,589,638 721,014,204	4.125 2012/2/27	4.55
ドイツ	国債証券	OBL 4.25% 10/12/12	4,000,000	14,063.74 14,117.74	562,549,776 564,709,984	4.25 2012/10/12	3.56
ドイツ	国債証券	DBR 4% 01/04/37	3,750,000	12,959.93 13,179.90	485,997,405 494,246,370	4 2037/1/4	3.12
イタリア	国債証券	BTPS 3.75% 08/01/15	3,500,000	13,519.74 13,665.95	473,190,928 478,308,250	3.75 2015/8/1	3.02
デンマーク	国債証券	DGB 4% 11/15/12	25,000,000	1,849.82 1,860.97	462,456,750 465,244,500	4 2012/11/15	2.94
スペイン	社債券	CAIXAC 4.875% 06/29/17	3,200,000	13,534.88 13,535.54	433,116,435 433,137,510	4.875 2017/6/29	2.73
スペイン	社債券	SANTAN 3.5% 02/06/14	3,100,000	13,310.96 13,515.13	412,639,902 418,969,048	3.5 2014/2/6	2.64
ドイツ	地方債証券	LANDER 3.75% 09/07/11	3,000,000	13,669.90 13,695.58	410,097,048 410,867,610	3.75 2011/9/7	2.59
イタリア	国債証券	BTPS 4% 02/01/37	3,500,000	11,443.83 11,707.27	400,534,176 409,754,576	4 2037/2/1	2.59
オーストリア	国債証券	RAGB 3.9% 07/15/20	3,000,000	13,258.93 13,349.82	397,768,056 400,494,660	3.9 2020/7/15	2.53
イギリス	社債券	YBS 4% 11/07/11	2,900,000	13,266.83 13,430.17	384,738,313 389,474,964	4 2011/11/7	2.46
スペイン	社債券	CAIXAB 3.25% 10/05/15	2,600,000	12,787.37 13,025.79	332,471,817 338,670,560	3.25 2015/10/5	2.14
ポーランド	国債証券	POLAND 4.2% 04/15/20	2,500,000	11,933.83 12,480.47	298,345,800 312,011,750	4.2 2020/4/15	1.97
イギリス	特殊債券	UKRAIL 5.125% 06/07/10	2,000,000	14,917.23 14,833.65	298,344,640 296,673,080	5.125 2010/6/7	1.87
ドイツ	特殊債券	KFW 3.25% 02/24/14	2,000,000	14,612.46 14,574.70	292,249,210 291,494,126	3.25 2014/2/24	1.84
オランダ	国債証券	NETHER 3.75% 07/15/14	2,000,000	13,776.59 13,896.46	275,531,896 277,929,200	3.75 2014/7/15	1.75
イタリア	国債証券	BTPS 3.75% 12/15/13	2,000,000	13,618.53 13,734.44	272,370,616 274,688,888	3.75 2013/12/15	1.73
ドイツ	国債証券	DBR 3.25% 07/04/15	2,000,000	13,494.71 13,630.38	269,894,280 272,607,712	3.25 2015/7/4	1.72
イギリス	国債証券	UKT 4.25% 03/07/36	1,800,000	14,466.47 14,666.49	260,396,625 263,996,964	4.25 2036/3/7	1.67
南アフリカ	国債証券	SOAF 4.5% 04/05/16	2,000,000	12,792.64 12,908.56	255,852,928 258,171,200	4.5 2016/4/5	1.63
イギリス	社債券	NRKLN 4.125% 03/27/17	2,100,000	11,447.12 11,914.07	240,389,658 250,195,554	4.125 2017/3/27	1.58
スウェーデン	社債券	SHBASS 6% 03/21/12	17,000,000	1,406.07 1,404.35	239,032,063 238,740,846	6 2012/3/21	1.51
イギリス	社債券	NRKLN 3.625% 03/28/13	1,800,000	12,541.06 12,834.79	225,739,101 231,026,342	3.625 2013/3/28	1.46
国際機関	特殊債券	EIB 4.375% 07/08/15	1,500,000	14,924.43 15,235.69	223,866,555 228,535,395	4.375 2015/7/8	1.44
イギリス	国債証券	UKT 5.25% 06/07/12	1,200,000	15,603.14 15,688.16	187,237,776 188,258,004	5.25 2012/6/7	1.19
デンマーク	社債券	NYKRE 4% 01/01/10	10,000,000	1,783.89 1,781.85	178,389,450 178,185,900	4 2010/1/1	1.12
フランス	特殊債券	FRPTT 4.25% 11/08/21	1,330,000	12,695.17 12,946.10	168,845,808 172,183,132	4.25 2021/11/8	1.09
ドイツ	社債券	CMZB FRN 11/29/17	1,300,000	11,756.66 12,676.73	152,836,691 164,797,526	5.625 2017/11/29	1.04
アイルランド	国債証券	IRISH 4.4% 06/18/19	1,250,000	12,830.84 13,046.86	160,385,565 163,085,825	4.4 2019/6/18	1.03

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

(平成21年9月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
国債証券	外国	43.25
地方債証券	外国	2.59
特殊債券	外国	7.53
社債券	外国	41.42
合計	—	94.79

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

特定期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第 1特定期間 (平成15年 2月17日)	13,710	13,831	1.1383	1.1483
第 2特定期間 (平成15年 8月15日)	15,703	15,853	1.1520	1.1630
第 3特定期間 (平成16年 2月16日)	17,543	17,708	1.1672	1.1782
第 4特定期間 (平成16年 8月16日)	18,517	18,696	1.1867	1.1982
第 5特定期間 (平成17年 2月15日)	16,377	16,532	1.2123	1.2238
第 6特定期間 (平成17年 8月15日)	18,775	18,946	1.2130	1.2240
第 7特定期間 (平成18年 2月15日)	17,501	17,658	1.2308	1.2418
第 8特定期間 (平成18年 8月15日)	16,981	17,131	1.2478	1.2588
第 9特定期間 (平成19年 2月15日)	16,334	16,470	1.3237	1.3347
第10特定期間 (平成19年 8月15日)	16,571	16,712	1.3009	1.3119
第11特定期間 (平成20年 2月15日)	17,412	17,559	1.2995	1.3105
第12特定期間 (平成20年 8月15日)	15,676	15,808	1.3005	1.3115
第13特定期間 (平成21年 2月16日)	9,999	10,116	0.9431	0.9541
第14特定期間 (平成21年 8月17日)	10,543	10,648	1.1043	1.1153
平成20年 9月末日	13,841	—	1.1910	—
平成20年10月末日	11,229	—	1.0073	—
平成20年11月末日	10,947	—	0.9920	—
平成20年12月末日	11,200	—	1.0308	—
平成21年 1月末日	9,903	—	0.9260	—
平成21年 2月末日	10,462	—	0.9922	—
平成21年 3月末日	10,734	—	1.0366	—
平成21年 4月末日	10,638	—	1.0506	—
平成21年 5月末日	10,668	—	1.0691	—
平成21年 6月末日	10,817	—	1.1014	—
平成21年 7月末日	10,726	—	1.1096	—
平成21年 8月末日	10,378	—	1.0956	—
平成21年 9月末日	10,157	—	1.0916	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。

② 【分配の推移】

特定期間	特定期間末	1口当たりの分配金(円)
第 1特定期間	平成15年 2月17日	0.0170
第 2特定期間	平成15年 8月15日	0.0215
第 3特定期間	平成16年 2月16日	0.0220
第 4特定期間	平成16年 8月16日	0.0230

第 5特定期間	平成17年 2月15日	0.0230
第 6特定期間	平成17年 8月15日	0.0225
第 7特定期間	平成18年 2月15日	0.0220
第 8特定期間	平成18年 8月15日	0.0220
第 9特定期間	平成19年 2月15日	0.0220
第10特定期間	平成19年 8月15日	0.0220
第11特定期間	平成20年 2月15日	0.0220
第12特定期間	平成20年 8月15日	0.0220
第13特定期間	平成21年 2月16日	0.0220
第14特定期間	平成21年 8月17日	0.0220

③【収益率の推移】

特定期間	収益率(%)
第 1特定期間 (平成14年 8月29日～平成15年 2月17日)	15.5
第 2特定期間 (平成15年 2月18日～平成15年 8月15日)	3.1
第 3特定期間 (平成15年 8月16日～平成16年 2月16日)	3.2
第 4特定期間 (平成16年 2月17日～平成16年 8月16日)	3.6
第 5特定期間 (平成16年 8月17日～平成17年 2月15日)	4.1
第 6特定期間 (平成17年 2月16日～平成17年 8月15日)	1.9
第 7特定期間 (平成17年 8月16日～平成18年 2月15日)	3.3
第 8特定期間 (平成18年 2月16日～平成18年 8月15日)	3.2
第 9特定期間 (平成18年 8月16日～平成19年 2月15日)	7.8
第10特定期間 (平成19年 2月16日～平成19年 8月15日)	△0.1
第11特定期間 (平成19年 8月16日～平成20年 2月15日)	1.6
第12特定期間 (平成20年 2月16日～平成20年 8月15日)	1.8
第13特定期間 (平成20年 8月16日～平成21年 2月16日)	△25.8
第14特定期間 (平成21年 2月17日～平成21年 8月17日)	19.4

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

- ① 取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約※等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

- ② 当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ④ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤ 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- 収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。
- ⑥ 申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。
- ⑦ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等
- 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
 - 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能と

なった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)がある
と委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取
得申込みの受付を取消しまたは変更することができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(2) 換金(解約) 手続等

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半日営業日は午前11時)までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。
- ② 当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額^{*}(当該基準価額に0.15%を乗じて得た額)を差し引いた額とします。

※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

- ④ 解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤ お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。
- ⑥ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。
- ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える一部解約はできません。なお、1顧客1日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に別途制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
- ⑧ 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断した場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消しまたは変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記③に準じて計算された価額とします。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

7 【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：インカム）

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託契約締結日（平成14年8月29日）から無期限とします。

(4) 計算期間

- ① 当ファンドの計算期間は、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。
- ② 上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記 b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。

④ 委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記② d. の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤ 運用報告書

委託会社は、法令に基づき、6ヵ月毎（毎年2月及び8月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

⑥ 関係法人との契約の更改等

- a. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約
当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売

会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

b. 投資顧問契約

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

⑦ 委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに、計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」の「①信託の終了」または「②信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」の「①信託の終了b.」または「②信託約款の変更b.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- (2) 当財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13特定期間 (平成21年2月16日現在)	第14特定期間 (平成21年8月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	—	16,566
親投資信託受益証券	10,178,203,889	10,705,705,762
流動資産合計	10,178,203,889	10,705,722,328
資産合計	10,178,203,889	10,705,722,328
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	116,623,589	105,024,557
未払解約金	25,612,035	20,011,578
未払受託者報酬	1,386,799	1,444,148
未払委託者報酬	29,122,715	30,327,021
その他未払費用	6,076,438	5,311,146
流動負債合計	178,821,576	162,118,450
負債合計	178,821,576	162,118,450
純資産の部		
元本等		
元本	10,602,144,506	9,547,687,062
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△602,762,193	995,916,816
(分配準備積立金)	1,272,449,946	1,133,925,440
元本等合計	9,999,382,313	10,543,603,878
純資産合計	9,999,382,313	10,543,603,878
負債純資産合計	10,178,203,889	10,705,722,328

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	第14特定期間 (自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
営業収益		
受取利息	—	125
有価証券売買等損益	△3,785,729,480	1,940,080,894
営業収益合計	△3,785,729,480	1,940,081,019
営業費用		
受託者報酬	3,190,162	2,788,391
委託者報酬	66,993,300	58,556,032
その他費用	6,076,438	5,311,146
営業費用合計	76,259,900	66,655,569
営業利益又は営業損失(△)	△3,861,989,380	1,873,425,450
経常利益又は経常損失(△)	△3,861,989,380	1,873,425,450
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,861,989,380	1,873,425,450
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△160,528,789	69,146,591
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,621,959,175	△602,762,193
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,928,071	38,121,853
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,650,996	33,761,409
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,277,075	4,360,444
剰余金減少額又は欠損金増加額	368,636,488	27,822,699
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	365,283,644	26,728,521
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,352,844	1,094,178
分配金	238,552,360	215,899,004
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△602,762,193	995,916,816

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	第14特定期間 (自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託 受益証券の基準価額で評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成21年2月15日が休日のため、信 託約款の規定により、特定期間末日 を平成21年2月16日としています。	特定期間末日の取扱い 平成21年8月15日及び平成21年8月 16日が休日のため、信託約款の規定 により、当特定期間末日を平成21年8 月17日としています。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者集会について

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

3. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④ 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

5. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

※ 上記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することができます。

追加型証券投資信託

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

約 款

運 用 の 基 本 方 針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接債券に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- ② 公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

3. 収益分配方針

年4回の毎決算時（原則として2月、5月、8月、11月の各15日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定致します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。
- ③ 留保益の運用に付いては特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口

座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができます。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定める率を1口につき1円に乗じて得た額とします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第44条に規定する計算期間終了日の

基準価額とします。

- ⑥ 委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合には、第1項による受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消または変更することができます。

第13条 （削除）

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 （削除）

第17条 （削除）

第18条 （削除）

第19条 （削除）

（投資の対象とする資産の種類）

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第26条および第27条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、主としてドイツ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるドイツ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第6号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属すると

みなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(投資する株式等の範囲)

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、

有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第28条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額およびマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）ならびにこれらの合計額の信託財産の純資産総額に対する割合について、制限を設けません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第33条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第34条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第35条 （削除）

(混蔵寄託)

第36条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第37条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日までおよび11月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成14年8月29日から平成14年11月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」と

います。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎特定期末(毎年2月および8月に到来する計算期末。以下同じ。)または信託終了のときに信託財産から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時は、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第50条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託

者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を行います。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金(第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第52条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第50条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第51条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第49条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第49条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者が指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託

者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

- ⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合には、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消または変更することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項に基づいて、この信託契約を解約する場合は、第53条の規定に従います。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第53条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、

この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第53条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年 8月29日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

親投資信託
(ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド)
約 款

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。
- ② 公社債への投資は、原則としてB格相当以上の債券とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

3. 収益分配方針

運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

親投資信託（ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド）約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第2条 委託者は、金200億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

（受益者）

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については200億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行）

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条および第18条に定めるものに限りません。）

- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 12 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 1 号から第 6 号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。）
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 9 号および第 10 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 13 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(運用の権限委託)

第 13 条の 2 委託者は、運用の指図に関する権限を次のものに委託します。

ドイチェ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH
Mainzer Landstrasse 178-190 D-60327 Frankfurt

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意した取り決めに基づくものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第15条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとし、（以下同じ。）。

② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額の信託財産の純資産総額に対する割合について、制限を設けません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第13条の2に定める運用の権限委託先を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条（削除）

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第28条（削除）

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月16日から翌年8月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成14年8月29日から平成15年8月15日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第 36 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等)

第 37 条 委託者および受託者は、この信託に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 38 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産内に留保し、期中には分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 39 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 40 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第 41 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

(一部解約)

第 42 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託を行なう前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 43 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 46 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継

させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 49 条 第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 43 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 43 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第 50 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 8 月 29 日 (信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

用語の解説

用語	内容
目論見書	ファンドの内容を詳しく説明している法定文書です。 ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
純資産総額	信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
基準価額	純資産総額を計算日における受益権総口数で除した額をいい、便宜上1万口当たり換算した価額で表示することがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。
信託財産留保額	引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。
収益分配金	ファンドが計算期間中の収益の中から投資家へ還元する部分をいいます。分配額は基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配を行わない場合もあります。
自動けいぞく投資	「累積投資」の名称で呼ばれる場合もあります。収益の分配時に、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されることをいいます。
個別元本	受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。
信託報酬	投資家が信託財産から間接的に負担する費用で、委託会社、販売会社、受託会社がそれぞれの業務に対する報酬として受け取るものです。ファンド毎に一定の率が契約によって決められています。
トップ・ダウン・アプローチ	経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種配分を決定した上で投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選別する運用手法をいいます。
ポートフォリオ	ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します。
EDINET (エディネット)	Electronic Disclosure for Investors' NETworkの略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

追加型投信／海外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。



Deutsche Asset Management
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
A Member of Deutsche Bank Group



1. 本書により行うドイツ・ヨーロッパ インカム オープン（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成21年11月17日に関東財務局長に提出し、平成21年11月18日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

目 次

項 目	ページ
第1 【ファンドの沿革】	1
第2 【手続等】	1
1 【申込（販売）手続等】	1
2 【換金（解約）手続等】	2
第3 【管理及び運営】	4
1 【資産管理等の概要】	4
2 【受益者の権利等】	6
第4 【ファンドの経理状況】	8
1 【財務諸表】	11
2 【ファンドの現況】	22
第5 【設定及び解約の実績】	23

第1【ファンドの沿革】

平成14年8月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ① 取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

また、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約※等を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にお問合せ下さい。

- ② 当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ④ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ⑤ 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.625%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- 収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。
- ⑥ 申込代金については、原則として取得申込受付日から起算して5営業日目までに申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。
- ⑦ 取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等
- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

- b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消または変更することができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。
 - ② 当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 解約価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額※（当該基準価額に0.15%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。
※ 「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。
- 解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
- ④ 解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。
 - ⑤ お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。
 - ⑥ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。
 - ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える一部解約はできません。なお、1顧客1日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に別途制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
 - ⑧ 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した

場合には、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消または変更することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記③に準じて計算された価額とします。

(注) 上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：インカム）

＜運用資産の評価基準及び評価方法＞

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成14年8月29日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

- ① 当ファンドの計算期間は、毎年2月16日から5月15日まで、5月16日から8月15日まで、8月16日から11月15日まで及び11月16日から翌年2月15日までとすることを原則とします。
- ② 上記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託の終了

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託の受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - c. 上記 b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 上記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c. の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ② 信託約款の変更
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、上記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - c. 上記 b. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a. の信託約款の変更をしません。
 - e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 信託契約に関する監督官庁の命令
- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記②の規定にしたがいます。
- ④ 委託会社の登録取消し等に伴う取扱い
- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b. 上記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記② d. の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ⑤ 運用報告書
- 委託会社は、法令に基づき、6ヵ月毎（毎年2月及び8月の決算日を基準とします。）及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。
- ⑥ 関係法人との契約の更改等
- a. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約
当初の契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売

会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

b. 投資顧問契約

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。

終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

⑦ 委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに、計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

② 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

④ 反対者の買取請求権

前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」の「①信託の終了」または「②信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5) その他」の「①信託の終了b.」または「②信託約款の変更b.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤ 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第13特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）及び第14特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）について、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）及び第14特定期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。


独立監査人の監査報告書

平成21年3月26日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鶴田光夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの平成20年8月16日から平成21年2月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鶴田 光夫 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの平成21年2月17日から平成21年8月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープンの平成21年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13特定期間 (平成21年2月16日現在)	第14特定期間 (平成21年8月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	—	16,566
親投資信託受益証券	10,178,203,889	10,705,705,762
流動資産合計	10,178,203,889	10,705,722,328
資産合計	10,178,203,889	10,705,722,328
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	116,623,589	105,024,557
未払解約金	25,612,035	20,011,578
未払受託者報酬	1,386,799	1,444,148
未払委託者報酬	29,122,715	30,327,021
その他未払費用	6,076,438	5,311,146
流動負債合計	178,821,576	162,118,450
負債合計	178,821,576	162,118,450
純資産の部		
元本等		
元本	10,602,144,506	9,547,687,062
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△602,762,193	995,916,816
(分配準備積立金)	1,272,449,946	1,133,925,440
元本等合計	9,999,382,313	10,543,603,878
純資産合計	9,999,382,313	10,543,603,878
負債純資産合計	10,178,203,889	10,705,722,328

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	第14特定期間 (自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
営業収益		
受取利息	—	125
有価証券売買等損益	△3,785,729,480	1,940,080,894
営業収益合計	△3,785,729,480	1,940,081,019
営業費用		
受託者報酬	3,190,162	2,788,391
委託者報酬	66,993,300	58,556,032
その他費用	6,076,438	5,311,146
営業費用合計	76,259,900	66,655,569
営業利益又は営業損失 (△)	△3,861,989,380	1,873,425,450
経常利益又は経常損失 (△)	△3,861,989,380	1,873,425,450
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,861,989,380	1,873,425,450
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△160,528,789	69,146,591
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	3,621,959,175	△602,762,193
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,928,071	38,121,853
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,650,996	33,761,409
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	59,277,075	4,360,444
剰余金減少額又は欠損金増加額	368,636,488	27,822,699
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	365,283,644	26,728,521
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,352,844	1,094,178
分配金	238,552,360	215,899,004
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△602,762,193	995,916,816

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	第14特定期間 (自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成21年2月15日が休日のため、信託約款の規定により、特定期間末日を平成21年2月16日としています。	特定期間末日の取扱い 平成21年8月15日及び平成21年8月16日が休日のため、信託約款の規定により、当特定期間末日を平成21年8月17日としています。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第13特定期間 (平成21年2月16日現在)	第14特定期間 (平成21年8月17日現在)
1. 特定期間末日における受益権の総数	10,602,144,506口	9,547,687,062口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は602,762,193円です。	—
3. 特定期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9431円 (9,431円)	1.1043円 (11,043円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第13特定期間 (自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	第14特定期間 (自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産に対して年率0.2%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	第25期(平成20年8月16日から平成20年11月17日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(94,935,186円)、収益調整金(2,050,517,405円)、分配準備積立金(1,410,819,408円)より、分配対象収益は、3,556,271,999円(1万口当たり3,208円)であり、うち121,928,771円(1万口当たり110円)を分配金額としています。 第26期(平成20年11月18日から平成21年2月16日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(75,910,569円)、収益調整金(1,972,676,338円)、分配準備積立金(1,313,162,966円)より、分配対象収益は、3,361,749,873円(1万口当たり3,170円)であり、うち116,623,589円(1万口当たり110円)を分配金額としています。	第27期(平成21年2月17日から平成21年5月15日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(105,715,668円)、収益調整金(1,882,808,074円)、分配準備積立金(1,202,995,467円)より、分配対象収益は、3,191,519,209円(1万口当たり3,166円)であり、うち110,874,447円(1万口当たり110円)を分配金額としています。 第28期(平成21年5月16日から平成21年8月17日まで) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(110,846,208円)、収益調整金(1,790,855,449円)、分配準備積立金(1,128,103,789円)より、分配対象収益は、3,029,805,446円(1万口当たり3,173円)であり、うち105,024,557円(1万口当たり110円)を分配金額としています。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第13特定期間 (平成21年2月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	10,178,203,889	△11,032,430
合計	10,178,203,889	△11,032,430

第14特定期間 (平成21年8月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	10,705,705,762	694,584,478
合計	10,705,705,762	694,584,478

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第13特定期間 (平成21年2月16日現在)	第14特定期間 (平成21年8月17日現在)
元本の推移		
期首元本額	12,054,209,998円	10,602,144,506円
期中追加設定元本額	347,034,272円	126,506,371円
期中一部解約元本額	1,799,099,764円	1,180,963,815円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド	6,897,561,860	10,705,705,762	—
合計	—	6,897,561,860	10,705,705,762	—

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの特定期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成21年2月16日現在)	(平成21年8月17日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	362,208,117	288,630,174
コール・ローン	60,508,613	80,043,187
国債証券	8,192,722,611	6,895,978,288
地方債証券	—	417,133,332
特殊債券	1,294,270,046	1,279,730,482
社債券	5,142,392,193	6,875,380,011
派生商品評価勘定	82,607,212	23,977,998
未収入金	1,279,098,558	—
未収利息	257,214,976	221,300,599
前払費用	59,804,209	42,560,715
流動資産合計	16,730,826,535	16,124,734,786
資産合計	16,730,826,535	16,124,734,786
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	25,592,730	30,680,501
未払金	1,445,567,433	—
流動負債合計	1,471,160,163	30,680,501
負債合計	1,471,160,163	30,680,501
純資産の部		
元本等		
元本	11,814,109,729	10,369,153,995
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	3,445,556,643	5,724,900,290
元本等合計	15,259,666,372	16,094,054,285
純資産合計	15,259,666,372	16,094,054,285
負債純資産合計	16,730,826,535	16,124,734,786

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	(自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券及び社債券につきましては、個別法に基づき以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券につきましては、個別法に基づき以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年2月16日現在)	(平成21年8月17日現在)
1. 受益権の総数	11,814,109,729口	10,369,153,995口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2916円 (12,916円)	1.5521円 (15,521円)

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成21年2月16日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	8,192,722,611	257,700,854
特殊債券	1,294,270,046	68,838,199
社債券	5,142,392,193	54,419,572
合計	14,629,384,850	380,958,625

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間(平成20年8月16日から平成21年2月16日まで)を指しております。

(平成21年8月17日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	6,895,978,288	170,958,212
地方債証券	417,133,332	△2,283,019
特殊債券	1,279,730,482	52,503,298
社債券	6,875,380,011	385,327,496
合計	15,468,222,113	606,505,987

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間(平成20年8月16日から平成21年8月17日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日)	(自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日)
1. 取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が運用部門担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

区分	種類	(平成21年2月16日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	3,294,183,750	—	3,302,860,931	8,677,181
	イギリスポンド	458,949,857	—	456,225,000	△2,724,857
	スウェーデンクローナ	48,506,552	—	47,740,000	△766,552
	ノルウェークローネ	57,102,796	—	57,362,000	259,204
	チェココルナ	40,987,546	—	40,211,200	△776,346
	売建				
	ユーロ	1,480,546,751	—	1,481,108,399	△561,648
	イギリスポンド	2,292,273,750	—	2,239,041,250	53,232,500
	スウェーデンクローナ	57,200,000	—	56,420,000	780,000
ポーランドズロチ	214,710,000	—	215,815,000	△1,105,000	
	合計	7,944,461,002	—	7,896,783,780	57,014,482

区分	種類	(平成21年8月17日現在)			
		契約額等		時価(円)	評価損益(円)
		(円)	うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	393,998,600	—	383,863,988	△10,134,612
	イギリスポンド	309,415,150	—	298,050,600	△11,364,550
	ノルウェークローネ	68,192,631	—	66,478,000	△1,714,631
	チェココルナ	52,246,333	—	50,999,400	△1,246,933
	ハンガリーフォリント	95,811,160	—	94,675,200	△1,135,960
	ポーランドズロチ	170,323,815	—	165,240,000	△5,083,815
	売建				
	ユーロ	695,989,089	—	676,114,091	19,874,998
	スウェーデンクローナ	176,081,000	—	173,964,000	2,117,000
デンマーククローネ	3,708,000	—	3,594,000	114,000	
ハンガリーフォリント	49,209,600	—	47,337,600	1,872,000	
	合計	2,014,975,378	—	1,960,316,879	△6,702,503

(注) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①同特定期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成21年2月16日現在)	(平成21年8月17日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	13,340,922,024円	11,814,109,729円
期中追加設定元本額	2,045,986,391円	562,367,321円
期中一部解約元本額	3,572,798,686円	2,007,323,055円
期末元本額	11,814,109,729円	10,369,153,995円
2. 元本の内訳		
ドイツ・ヨーロッパ インカム オープン	7,880,306,511円	6,897,561,860円
ドイツ／F O F s 用欧州債 F (適格機関投資家限定)	3,933,803,218円	3,471,592,135円

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	ユーロ	BTPS 3.75% 08/01/15	3,500,000.00	3,592,400.00		
		BTPS 3.75% 09/15/11	1,000,000.00	1,039,100.00		
		BTPS 3.75% 12/15/13	2,000,000.00	2,067,800.00		
		BTPS 4% 02/01/37	3,500,000.00	3,040,800.00		
		DBR 3.25% 07/04/15	2,500,000.00	2,561,250.00		
		DBR 3.75% 01/04/19	2,500,000.00	2,584,750.00		
		DBR 4% 01/04/37	5,150,000.00	5,067,085.00		
		DBR 4.25% 07/04/18	5,300,000.00	5,689,550.00		
		GGB 4.3% 03/20/12	1,000,000.00	1,043,300.00		
		IRISH 4.4% 06/18/19	1,250,000.00	1,217,625.00		
		NETHER 3.75% 07/15/14	2,000,000.00	2,091,800.00		
		OBL 4.25% 10/12/12	4,000,000.00	4,270,800.00		
		PGB 3.2% 04/15/11	500,000.00	514,315.00		
		POLAND 4.2% 04/15/20	2,500,000.00	2,265,000.00		
		POLAND 5.875% 02/03/14	500,000.00	536,400.00		
		RAGB 3.8% 10/20/13	1,000,000.00	1,048,800.00		
		RAGB 3.9% 07/15/20	3,000,000.00	3,019,800.00		
		RFGB 4.25% 09/15/12	1,000,000.00	1,065,900.00		
		SOAF 4.5% 04/05/16	2,000,000.00	1,942,400.00		
		計		44,200,000.00	44,658,875.00	(5,983,396,072)
		イギリスポンド	UKT 4.25% 03/07/36	1,300,000.00	1,302,470.00	
			UKT 4.25% 12/07/27	2,800,000.00	2,845,360.00	
			UKT 5% 03/07/25	500,000.00	551,800.00	
			UKT 5.25% 06/07/12	500,000.00	541,150.00	
		計		5,100,000.00	5,240,780.00	(815,989,446)
		ポーランドズロチ	POLGB 4.25% 05/24/11	3,000,000.00	2,973,000.00	
			計	3,000,000.00	2,973,000.00	(96,592,770)
	小計			6,895,978,288	(6,895,978,288)	
地方債証券	ユーロ	LANDER 3.75% 09/07/11	3,000,000.00	3,113,400.00		
		計	3,000,000.00	3,113,400.00	(417,133,332)	
		小計			417,133,332	(417,133,332)

特殊債券	ユーロ	FRPTT 4.25% 11/08/21	1,330,000.00	1,281,854.00			
		STOIL 4.375% 03/11/15	430,000.00	449,006.00			
	計		1,760,000.00	1,730,860.00	(231,900,622)		
イギリスポンド	イギリスポンド	EIB 4.375% 07/08/15	1,500,000.00	1,553,550.00			
		UKRAIL 5.125% 06/07/10	5,000,000.00	5,176,250.00			
	計		6,500,000.00	6,729,800.00	(1,047,829,860)		
	小計			1,279,730,482	(1,279,730,482)		
社債券	ユーロ	AAB 3.75% 07/15/14	1,000,000.00	1,020,300.00			
		AALLN 5.875% 04/17/15	650,000.00	679,900.00			
		ALVGR 4.75% 07/22/19	250,000.00	256,650.00			
		ALVGR 5% 03/06/13	350,000.00	373,380.00			
		BAC 7% 06/15/16	850,000.00	916,725.00			
		BACR 5.25% 05/27/14	810,000.00	852,849.00			
		BATSLN 5.875% 03/12/15	800,000.00	876,680.00			
		CAIXAB 3.25% 10/05/15	2,600,000.00	2,524,080.00			
		CAIXAC 4.875% 06/29/17	3,200,000.00	3,288,160.00			
		CMZB FRN 11/29/17	1,300,000.00	1,160,315.00			
		CS 6.125% 05/16/14	1,000,000.00	1,102,550.00			
		DAIGR 4.375% 03/16/10	250,000.00	253,400.00			
		DAIGR 7.875% 01/16/14	412,000.00	470,998.40			
		DANBNK FRN 03/20/16	410,000.00	391,550.00			
		DEXGRP 5.375% 07/21/14	1,100,000.00	1,151,590.00			
		DT 6% 01/20/17	420,000.00	461,580.00			
		EOANGR 5.75% 05/07/20	480,000.00	533,520.00			
		FRTEL 5% 01/22/14	350,000.00	375,305.00			
		GASSM 5.25% 07/09/14	350,000.00	369,635.00			
		GE 4.75% 07/30/14	630,000.00	648,774.00			
		GSK 3.875% 07/06/15	500,000.00	509,100.00			
		GSZFP 6.875% 01/24/19	440,000.00	526,636.00			
		IBESM 5.625% 05/09/18	550,000.00	598,400.00			
		IBESM 6.375% 11/25/11	450,000.00	490,072.50			
		IBM 4% 11/11/11	950,000.00	984,722.50			
		KPN 5% 11/13/12	790,000.00	837,005.00			
		LLOYDS FRN 03/05/18	620,000.00	599,354.00			
		MTNA 9.375% 06/03/16	420,000.00	478,212.00			
		NAB 4.75% 07/15/16	820,000.00	844,272.00			
		NRKLN 3.625% 03/28/13	1,800,000.00	1,713,780.00			
		NRKLN 4.125% 03/27/17	2,100,000.00	1,825,005.00			
		NWIDE 4.125% 02/27/12	5,300,000.00	5,402,290.00			
		OTE 5.375% 02/14/11	1,110,000.00	1,157,841.00			
		RDSALN 4.5% 02/09/16	340,000.00	356,422.00			
		ROSW 6.5% 03/04/21	540,000.00	636,498.00			
		RWE 6.625% 01/31/19	600,000.00	703,500.00			
		SANTAN 3.5% 02/06/14	3,100,000.00	3,132,705.00			
		SIEGR 5.125% 02/20/17	590,000.00	630,769.00			
		STANLN 5.875% 09/26/17	700,000.00	706,160.00			
		TOTAL 3.5% 02/27/14	400,000.00	408,880.00			
		TOYOTA 6.625% 02/03/16	460,000.00	535,072.00			
		UBS 6% 04/18/18	1,110,000.00	1,177,377.00			
		VW 6.875% 01/15/14	461,000.00	513,415.70			
		YBS 4% 11/07/11	2,900,000.00	2,920,880.00			
		計		44,263,000.00	45,396,310.10	(6,082,197,627)	
		イギリスポンド	イギリスポンド	FRTEL 5% 05/12/16	350,000.00	358,190.00	
				INTNED FRN 05/29/23	560,000.00	538,664.00	
SEB 6.625% 07/09/14	900,000.00			911,520.00			

		SHBASS FRN PERPETUAL	503,000.00	450,964.65
		ULVRLN 4.75% 06/16/17	200,000.00	206,360.00
	計		2,513,000.00	2,465,698.65
				(383,909,279)
	スウェーデンクローナ	SHBASS 6% 03/21/12	17,000,000.00	18,558,390.00
	計		17,000,000.00	18,558,390.00
				(242,929,325)
	デンマーククローネ	UNIKRE 6% 04/01/38	9,051,245.00	9,241,321.14
	計		9,051,245.00	9,241,321.14
				(166,343,780)
	小計			6,875,380,011
				(6,875,380,011)
	合計			15,468,222,113
				(15,468,222,113)

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ユーロ	国債証券	19 銘柄	37.2%	82.2%
	地方債証券	1 銘柄	2.6%	
	特殊債券	2 銘柄	1.4%	
	社債券	44 銘柄	37.8%	
イギリスポンド	国債証券	4 銘柄	5.1%	14.5%
	特殊債券	2 銘柄	6.5%	
	社債券	5 銘柄	2.4%	
スウェーデンクローナ	社債券	1 銘柄	1.5%	1.6%
デンマーククローネ	社債券	1 銘柄	1.0%	1.1%
ポーランドズロチ	国債証券	1 銘柄	0.6%	0.6%

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記)Ⅱ 取引の時価等に関する事項で記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン」

(平成21年9月30日現在)

I 資産総額	10,196,428,215円
II 負債総額	38,577,465円
III 純資産総額(I - II)	10,157,850,750円
IV 発行済数量	9,305,427,569口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.0916円

(参考情報)

「ドイチェ・ヨーロッパ インカム オープン マザーファンド」

(平成21年9月30日現在)

I 資産総額	16,533,306,937円
II 負債総額	691,169,402円
III 純資産総額(I - II)	15,842,137,535円
IV 発行済数量	10,309,844,993口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.5366円

第5【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

特定期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1特定期間 (平成14年 8月29日～平成15年 2月17日)	13,496,743,864	1,451,224,484
第 2特定期間 (平成15年 2月18日～平成15年 8月15日)	8,880,696,961	7,295,005,467
第 3特定期間 (平成15年 8月16日～平成16年 2月16日)	3,613,302,970	2,213,596,586
第 4特定期間 (平成16年 2月17日～平成16年 8月16日)	3,143,065,754	2,569,292,498
第 5特定期間 (平成16年 8月17日～平成17年 2月15日)	1,704,314,200	3,799,371,574
第 6特定期間 (平成17年 2月16日～平成17年 8月15日)	4,099,797,746	2,130,443,162
第 7特定期間 (平成17年 8月16日～平成18年 2月15日)	1,744,508,286	3,004,126,910
第 8特定期間 (平成18年 2月16日～平成18年 8月15日)	1,019,960,301	1,629,655,014
第 9特定期間 (平成18年 8月16日～平成19年 2月15日)	698,844,610	1,968,883,019
第10特定期間 (平成19年 2月16日～平成19年 8月15日)	1,902,912,877	1,504,240,062
第11特定期間 (平成19年 8月16日～平成20年 2月15日)	1,926,614,506	1,265,528,374
第12特定期間 (平成20年 2月16日～平成20年 8月15日)	602,867,803	1,948,052,730
第13特定期間 (平成20年 8月16日～平成21年 2月16日)	347,034,272	1,799,099,764
第14特定期間 (平成21年 2月17日～平成21年 8月17日)	126,506,371	1,180,963,815

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。

